

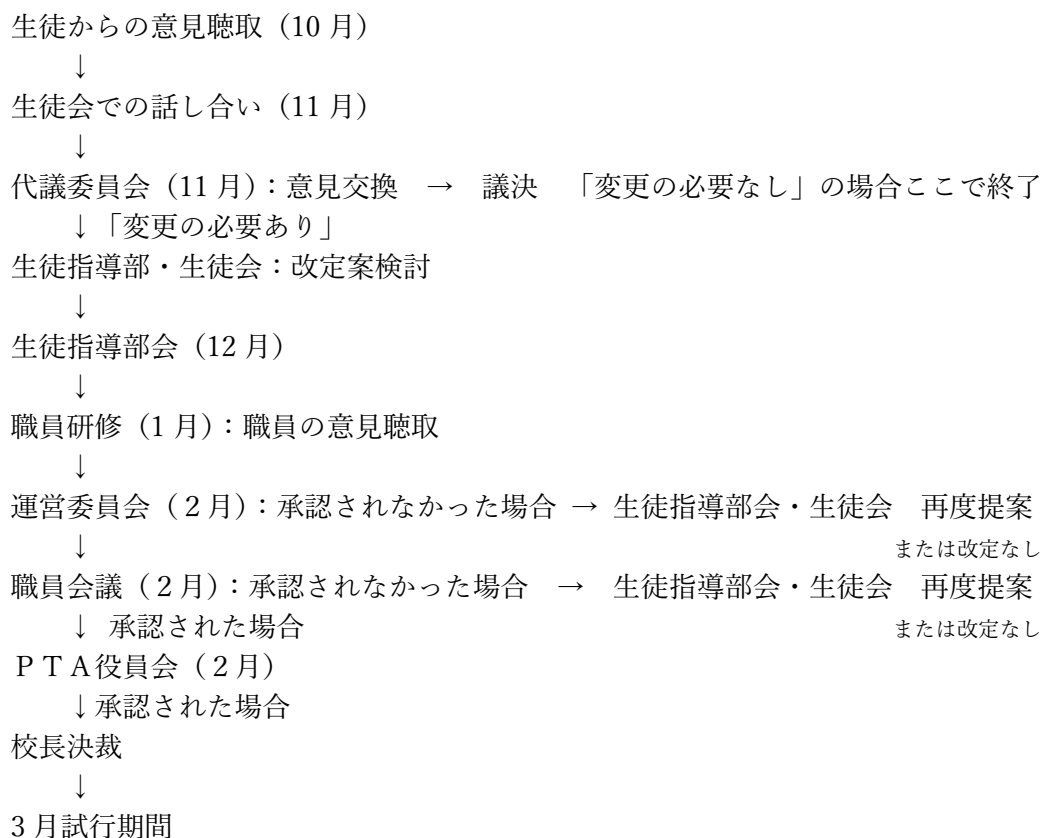
## 校則「生徒心得」変更のプロセスについて

生徒指導部

校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものである。校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の生徒に応じて適切な指導を行うとともに、生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守ることができるように指導を行っていくことが重要である。

学校を取り巻く社会環境や生徒の状況は変化するため、校則の内容は、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。校則の見直しは、生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにもつながり、生徒の主体性を培う機会にもなる。

これらのことから、本校では校則「生徒心得」の変更については以下のプロセスで行うこととする。



なお、上記以外の機会に変更の必要が生じた場合には、臨時的に生徒指導部会を開き、運営委員会、職員会議を経て、P T A の承認を得た後、校長決裁により変更することができるものとする。

令和6年9月 改定